よこしば広報
この広報は各家庭に洩れなく配付します
発行所　千葉県山武郡横芝町役場（電話）横芝32.249.339.

広報板 11月は

固定資産税　4期
国民健康保険税　6期
有線放送使用料　3期
の納期です
お忘れなく今月中にお納め下さい

国勢調査の結果

（昭.35.10.1）

区分	年次別 昭和25年	昭和30年	昭和35年	25年～35年の比較（△は減） 増減数	増減率%
世帯数	2,562	2,545	2,576	14	0.5
人口 総数	13,707	13,455	12,865	△ 842	△ 6.1
人口 男	6,427	6,276	5,988	△ 439	△ 6 8
人口 女	7,280	7,179	6,877	△ 403	△ 5.5

○心配事相談所

毎月十五日役場で心配事相談所を開設しています。家庭の心配事について何でも結構ですから気がるにお出で下さい。

追加予算一千二百万円など
第3回 定例議会 7件を審議

第三回定例議会が九月二十八日午前九時から招集され、一般会計の追加予算、特別職議会議員の給与改訂、公営住宅の建設など七件が審議され夫々原案のとおり可決されました。次はその決った主なもの

▽一般会計追加予算

本年度に入ってから第一回目です予算出の追加額は一二、二七一、六〇〇円、これで予算額の総計は七九、二三九、五〇〇円になります。予算では交付税の五、一四九、〇〇円、旧中学校の売却代など財産収入三、二四一、〇〇〇円国庫補助金二、四八八、六〇〇円、町債一、〇〇〇、〇〇〇円など、予出では町営住宅建設関係費（第二種十三戸）四、一六〇、〇〇〇円、県道舗装関係の負担金を含む土木関係費二、三九二、〇〇〇円、大総小学校給食施設整備費など教育費二、八三五、八五〇円、積立金の一、六八一、七五〇円など主なものです。

▽特別職、議会議員の給与改訂

町長、助役収入役及び議員の給与を十月一日から次のように改正する。これは昨年十月の国家公務員のベースアップに準じて各町村とも既に四月から実施しているもの（括弧内は改正前）

町長　四〇、〇〇〇円（三〇、〇〇〇円）
助役　三五、〇〇〇円（二六、〇〇〇円）
収入役　三二、〇〇〇円（二四、〇〇〇円）
議長　七、〇〇〇円（四、〇〇〇円）
副議長　六、〇〇〇円（三、八〇〇円）
議員　五、〇〇〇円（三、五〇〇円）

▽国有地の払下

栗山の旧軍用地、現在の更生寮敷地四、六八二坪を公営住宅と綜合運動場用地として払下申請する。

▽公営住宅の建設

栗山の県営更生寮が、老朽してきているため第二種住宅（建坪九坪）を十三戸建てこれらの入居者を収容する。

写真上は調理室

写真上は食堂

上堺小の給食開始される
食堂も完備

学校給食では本町の三小学校のうちで最も実施がおくれていた上堺小（児童四二七名）にもPTA、待望の給食設備がこの程完成しました。全校の児童は嬉々として毎日の給食を楽しみ、各家庭からも大いに歓迎されています。

これはこの四月、中学校が統合されたので旧中学の建物が利用できるようになり小学校の校舎に余裕ができたのでそれを利用して設備したものです。

設備の概要は……総経費二四〇万円で本年五月に着工、改装工事、竈その他設備の据付を行い九月に落成式をあげました。給食室二〇坪、食堂兼講堂八〇坪、栄養士一名、給食婦三名。給食費は月額一人当り四〇〇円でA型の給食を行っています。

現在のところ食堂を持った学校給食の設備は県下でも類が少く、設備の最新さと共に各地から視察に見えています

学校給食A型

年間を通じ、週五回以上授業日の昼食時に給食し、文部省が定める基準の栄養量を満すもの。パン、副食、ミルク等……。

大総小も給食室改造

横小は重油バーナーに

大総小の給食室も旧大総中の割烹室を移築の上改装工事

恩給法の改正
戦地加算が認められる
まづ履歴申立書を

このたび、恩給法が改正されて旧軍人や旧軍属として戦地等に働いていた人の恩給に「地域加算」が認められることになりました。

まず、恩給の請求ができる人は昭和二十一年二月一日まで、普通恩給を受ける権利の裁定を受けていない者（未裁定者）で、法律の定める地域に勤務していた者に限ります。加算とは実際に勤務した年月に、一定の年月を加えて恩給年限とするもので、例えば三年月加算といえば実際には一年月しか勤務しないのに四ケ月勤務したことにして恩給が給せられるというわけです。

そこで今回認められた加算を具体的に記しますと、およそ次のとおりです。

戦地加算＝加算率は三ケ月以内で地域、期間により異なりますが、支那、南方地域等がこれに当ります。

外国じょう乱地加算＝加算率は二ケ月で支那、満洲が主な地域ですが、これも期間、地域が指定されております。

外国鎮じゆ加算＝満洲の地域で、その任務についたものに適用されるものですが、加算率は満洲国一市三十八県では一ケ月、その他の地域では一ケ月半となっております。

外地在勤加算＝から太、南洋群島は半月、台湾、朝鮮、関東洲は三分の一月と定められていますが、特に軍人では引続き一年以上在勤していなければなりません。

国境警備等の加算＝これも地域や期間によって異なりますが、大体朝鮮、から太の国境警備は一ケ月半、台湾の理蕃地は一ケ月半、北千島、満州国の国境警備は二ケ月となっています。

右にあげた事項に該当すると思われる人は、本年十月一日から恩給の請求ができます但し、加算と恩給の関係は恩給年限に加算年を加えて裁定するのであって、実際の支給額は実在職年（実際に勤務した年限によって計算されますが、その他詳しいことは役場で御相談下さい。

この恩給請求について当町といたしましては、まず履歴申立書を提出していただいております。（用紙は役場にたくさん用意してあります）

該当されれの者、扶助料等ではっきりわからない場合でも一応申立書だけ提出して下さい。役場では申立書を検討し該当するもののうち扶助料老令者より請求書を調整し申達いたします。

なお勤務当時の資料等はよく整理して役場へお出の時、持参下さると便利です。

軍人恩給と国民年金

今度の改正法で、軍人恩給を受けられる見込みの方で国民年金に関係の有る方は、原則として、次の様に御承知下さるようお願い致します。

如何なる場合でも、九月までは保険料を納付して戴く。其後は、裁定告知書が来るまでは一応納付して戴き、若し裁定告知書の日が納付月より早い日付であった場合は、その月日にさっ及して保険料をお返しする。以上の通りです。

○基本選挙人名簿が縦覧されます
お見落しのないように

昭和三十六年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿及び千葉県北部海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧が次のとおり行われます。皆さんが期間内に縦覧されるようお知らせします。

一、縦覧の場所
横芝町役場内
二、縦覧の期間
十一月五日から十一月十九日迄（十五日間）
三、異議申立期間
右縦覧期間内で申立は文書によること
四、確定期日
昭和三十六年十二月二十一日

秋季全国火災予防運動

火災シーズンになりました
油断は禁もつ

長かった夏も過ぎて一般家庭、官庁、会社でも火気を多く使う季節がやってきました。

空気が乾燥して風の強い日の多いこれからは、一寸の油断からも大火事をひき起します。

十一月二十六日から十二月二日までは全国的に秋の火災予防運動が行われます。次の点には特に注意して火災の発生を未然に防ぎ、大切な生命、財産を守りましょう。

一、ガソリンやプロパンガスを使うことが多くなりました。容器のそばには絶対に火を近づけないこと。

二、かまどや風呂の煙突の火の粉から火事になった例は多い。良く掃除して火の粉を防ぐ装置をつけること。

三、子供の火遊びは絶対にやらせないこと。

四、火事になりそうになったら一刻も早く消防に知らせること。

火の始末
人にたのむな
まかせるな！

消防法の改正

一、五十人以上の人がいる建物には、防火管理者を定めて届出なければならない。

一、興行場やキャバレー、アパート、飲食店、病院、工場、学校、事務所等で、きめられた大きさの建物には非常警報設備、避難設備など消防設備を設けなければならない。

いままでの建物ですぐできないものは届出すれば二年まで猶予されます。

詳しいことは役場へ問い合せて下さい。

有線放送保守要員募集！

只今役場では有線放送保守員を募集中です。御希望の方は役場総務課へお申込み下さい。

一、採用予定人員　一名
二、新制中卒業以上で電気通信に興味をお持ちの方
三、給与は学歴、経験、年齢によって決定する。

納税貯蓄体験記募集

一、内容その他
納税貯蓄組合又は納税貯蓄に関する体験記とし、二千字以内のもの
二、〆切　昭和三十六年十一月三十日
三、あて先
東京都千代田区霞ケ関三の二国税庁徴収部管理課納税貯蓄係
四、賞金
一等　一編　一万円
二等　二編　各五千円
三等　三編　各三千円
佳作　五編　各一千円
五、詳しくは東金税務署又は役場税務課にお問合せを。